

お知らせ

記者発表資料

令和元年7月24日

■資料提出先: 合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

～関係者が一体となり所有者不明土地対策に取り組む自治体を支援します～

中国地区所有者不明土地等連携協議会の 通常総会を開催

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成30年法律第49号)の適正かつ円滑な施行を図るとともに、事業用地の取得又は使用に係る業務に関して地方公共団体に対する支援を目的として設立された「中国地区所有者不明土地等連携協議会」の通常総会を、以下のとおり開催します。

1. 日 時：令和元年7月31日(水) 14:00～15:30
2. 場 所：広島合同庁舎2号館6階 共用第7号会議室
(広島市中区上八丁堀6番30号)
3. 議 事：別紙1のとおり
4. 構 成 員：別紙2のとおり
5. 取 材 等：
 - ・会議は、報道機関の方に公開で開催します。ただし、会議の運営上、写真、ビデオ等の撮影は、会議冒頭(あいさつまで)とさせていただきます。
 - ・傍聴を希望される報道機関の方は、7月29日(月)17:00までに別紙3にて登録をお願いします。

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表)：(平日・昼間)

用地部 用地企画課長 かねこ金子 幸弘 (内線4751)

用地企画課長補佐 いづか飯塚 秀司 (内線4716)

【広報担当窓口】 広報広聴対策官 いわした岩下 恭久 (内線2117)

企画部環境調整官 さかもと坂本 泰正 (内線3114)

令和元年度 中国地区所有者不明土地等連携協議会
通常総会 議事次第

日時 : 令和元年7月31日(水) 14:00~15:30
場所 : 広島市中区上八丁堀6番30号
広島合同庁舎2号館6階 共用第7号会議室

1. 開 会

あいさつ

2. 設立総会以降の活動について

3. 議 事

議案第1号 令和元年度活動計画(案)

4. 報告事項

(1) 国土交通省の取り組みについて

(2) 法務局における所有者不明土地問題の解消に向けた現在の取り組み状況と今後について

(3) 司法書士会における所有者不明土地問題に対するこれまでの対応と今後の取り組みについて(官民タッグで未来につなぐ相続登記推進プロジェクト)

5. 閉 会

中国地区所有者不明土地等連携協議会 構成員

1. 行政機関

国土交通省中国地方整備局長
国土交通省中国地方整備局用地部長
国土交通省中国地方整備局建政部長
法務省広島法務局長
法務省広島法務局民事行政部長
鳥取県県土整備部長
島根県土木部長
岡山県土木部長
広島県土木建築局長
山口県土木建築部長
岡山市都市整備局長
広島市都市整備局長

2. 関係団体

中国地方弁護士会連合会理事長
日本司法書士会連合会中国ブロック会会長
中国不動産鑑定士協会連合会会長
広島県行政書士会会長
日本土地家屋調査士会連合会中国ブロック協議会会長
(一社)日本補償コンサルタント協会中国支部支部長

FAX送信先：(082) 227-2759

中国地方整備局 用地部 用地企画課 行

申 込 書

「令和元年度 中国地区所有者不明土地等連携協議会通常総会」の傍聴を希望します。

◎申込期限：令和元年 7月29日(月) 17:00まで

中国地区所有者不明土地等連携協議会

1. 報道機関名： _____

2. 来場者氏名： _____ (予定人数 名)

3. 連絡先(TEL)： _____

(FAX)： _____

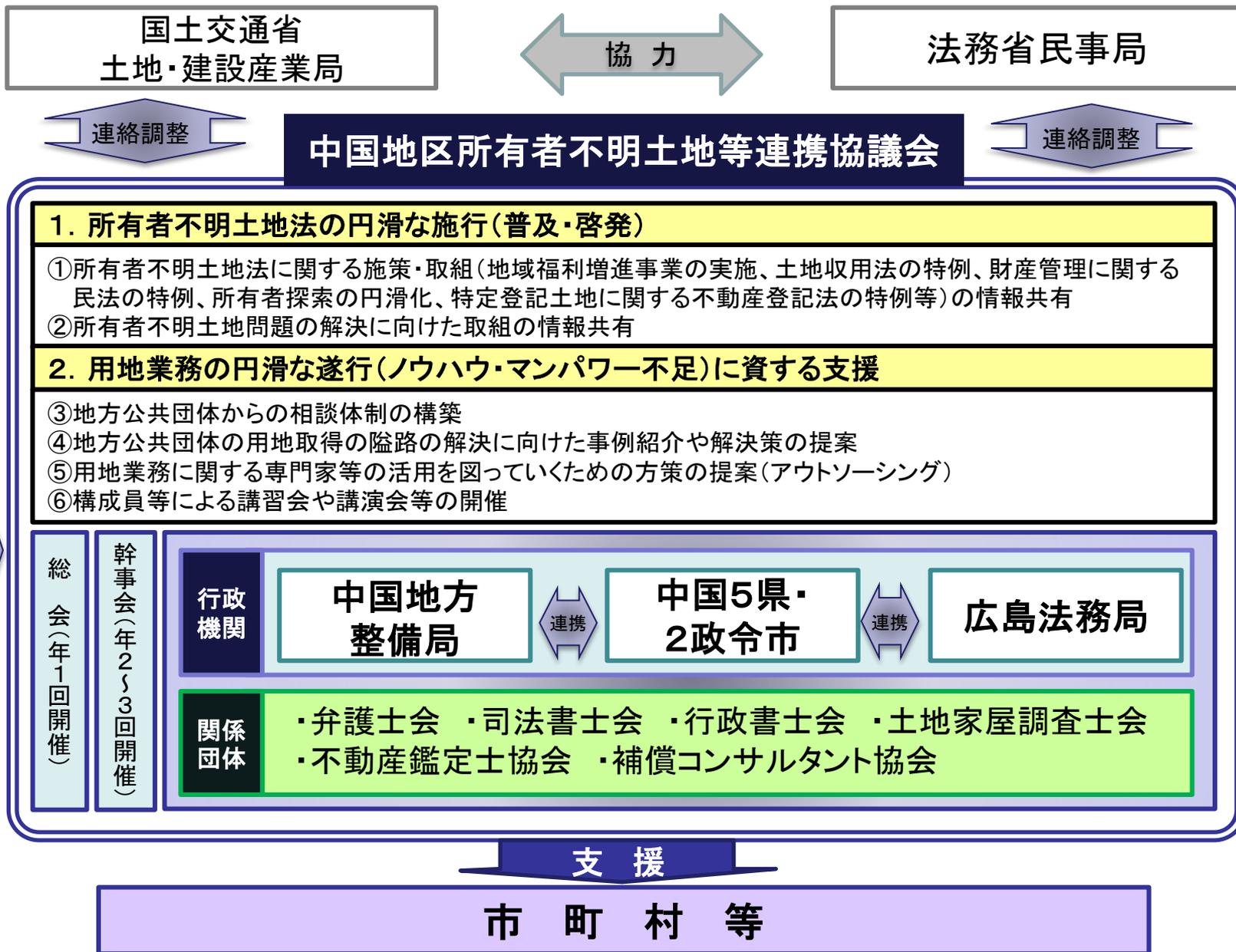
【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 用地部

用地企画課長 かねこ金子 ゆきひろ幸弘 (内線4751)

用地企画課長補佐 いづか飯塚 しゅうじ秀司 (内線4716)

TEL 082-221-9231 (代表)



中国地方整備局

所有者不明土地法に基づく地方公共団体への職員の派遣

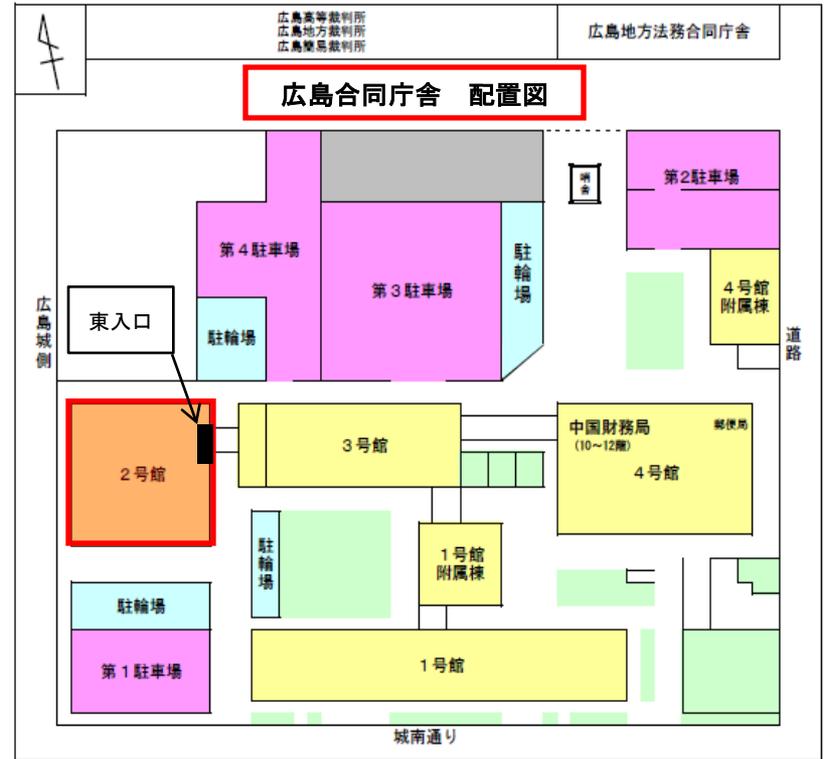
連携

支援

市町村等

『令和元年度 中国地区所有者不明土地等連携協議会
通常総会』
案内図

日時：令和元年7月31日（水）14:00～15:30
場所：広島合同庁舎 2号館 6階 共用第7号会議室
広島市中区上八丁堀 6番30号
連絡先：082-221-9231（代）



※ 2号館への入庁方法

- ・東入口(耐震工事中のため出入口は東入口のみ)から入館いただき1階ロビーにおいて、来庁者受付票に必要事項を記載し、受付へ提出してください。
- ・受付から貸与された入館証を着衣の見えやすい場所へ着用し、セキュリティゲート脇の警備員の確認を受けたうえで入退庁してください。
- ・退庁後に受付手続きを行った受付へ入館証を返却してください。